

○厚生労働省令第百五十三号

薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）附則第五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二十九条の規定に基づき、旧薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十六日

厚生労働大臣 小宮山洋子

旧薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第十号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二第六号⁽³⁹²⁾中「製剤」の下に「。ただし、一錠中トランス―四― α ―（二―アミノ―三・五―ジブロモベンジル）アミノ」シクロヘキサノール塩酸塩として5mg以下を含有するもの及びトランス―四― α ―（二―アミノ―三・五―ジブロモベンジル）アミノ」シクロヘキサノール塩酸塩として一・二%以下を含有

する散剤及び顆粒^か剤を除く。」を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。